

業務目的

厳しい財政状況の中、今後、真に必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実かつ効率的に推進し、我が国の成長や地域の活性化に繋げていくためには、平成23年のPFI法改正により導入された「公共施設等運営権制度」等新たなPPP/PFI制度の導入・活用を図っていくことが必要である。国土交通省では、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築と具体的な案件形成を推進しているところである。一方、公共施設等運営権制度は、まだ運用のための指針が示されておらず、導入実績がない状況である。

本調査は、こうした状況を踏まえ、公共施設等運営権制度を活用する際の課題（VFMの算定、民間事業者選定等の手続、契約のあり方、会計・税務処理、モニタリング等）について調査を行うとともに、個別の空港を題材として運営権制度の活用に係る課題について検討を行う。

目次

- 第Ⅰ章 業務の概要
 - 1. 業務の目的と内容
 - 2. 業務の概要
- 第Ⅱ章 公共施設等運営権の活用に係る論点と対応の基本的考え方等
 - 1. VFM
 - 2. プロセス
 - 3. 運営権実施契約
 - 4. モニタリング
 - 5. 会計・税務
- 第Ⅲ章 ケーススタディ
 - 1. 航空政策と空港を取り巻く環境
 - 2. ケーススタディその1「松山空港」
 - 3. ケーススタディその2「熊本空港」
 - 4. 両空港ケーススタディで用いた事業スキーム案と地域からの意見
- 第Ⅳ章 公共施設等運営権の活用に係る論点及び対応の基本的考え方等の取り纏め
 - 1. 公共施設等運営権制度の活用に係る論点
 - 2. 公共施設等運営権制度の活用に係る論点に対する対応の基本的考え方
 - 3. まとめ

検討概要

第Ⅱ章 公共施設等運営権の活用に係る論点と対応の基本的考え方等

1. 有識者の意見等を踏まえて抽出した48の論点
 - ・VFM1論点（VFM算定の必要性和算定方法）
 - ・プロセス20論点（事業主体の法人格・スキーム、株式譲渡、事業者選定プロセス等）
 - ・運営権実施契約18論点（運営権の移転・譲渡、運営権の取消、リスク、契約期間終了時等）
 - ・モニタリング2論点（モニタリング方法、モニタリング結果の反映方法）
 - ・会計・税務7論点（運営権対価の支払方法、更新投資、新規・拡張投資等）
2. 主な論点と対応の基本的考え方等

主な論点	対応の基本的考え方等
<VFM> VFM算定の必要性和算定方法	・運営権特有の事項として、ア) 現行VFMガイドライン同様、「PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行う」旨、イ) 典型的な事業類型等を想定し、現行ガイドラインにおけるサービス購入型のように、具体的な算出手順のどちらかを明示することについて検討が必要。
<プロセス> 事業主体の法人格・スキーム(要件の付与等)	・現行プロセスガイドライン記載事項を明示しつつ、運営権特有の事項として、事業主体について提案を求める旨や事業主体の要件を満たすことが必要である旨等、明示が必要。
<プロセス> 株式譲渡(管理者の承諾の必要性等)	・契約ガイドライン修正を踏まえて、運営権に関して同様の明示でよいか、全ての株式/持分の譲渡について管理者の承諾を要するか等、検討が必要。
<プロセス> 事業者選定プロセス(管理者等と応募者との意思疎通等)	・総合評価一般競争入札や公募型プロポーザルでは、対話により発注者が新ニーズ等認識した場合に全応募者への通知が必要、対話による公告条件の変更は公表が必要等、課題あり。 ・公共施設等運営権の運営権者の選定プロセスについては、幅広い契約方式を視野に入れた検討が必要。

検討概要(続き)

主な論点	対応の基本的考え方等
<運営権実施契約> 契約期間終了時 (事業の評価方法)	・終了時に管理者等が運営権を買い取る場合、民間は終了時まで努力する意欲を高めることになるが、管理者等は消滅した運営権を買い取ることは難しい。終了時まで適正なサービスが提供されるための方策等、検討が必要。
<モニタリング> モニタリング方法	・運営権特有の事項として、モニタリング方法や事業者への報告徴収・調査は法第10条の15に基づき実施できることを新たに明示することについて検討が必要
<会計・税務> 更新投資	・1)引当金処理、2)支出時に費用処理、3)支出額を長期前払費用に計上し、残存運営期間にわたって償却、4)支出額を無形固定資産に計上し、残存運営期間にわたって償却 の対応が考えられる。

第三章 ケーススタディ

1. 事業スキーム

空港経営の上下一体化を想定、国が引き続き所有又は賃借する空港用地、滑走路等空港事業資産に関する公共施設等運営権を運営権者に設定、空港運営の民間委託を行うと同時に空港ビル会社等が現在実施している事業のうち、国が認めるものを運営権者が実施

2. 地域からあげられた主な意見

- ①地元自治体の航空政策及び地域活性化政策との協調
 - ②地域経済との協調
 - ③運営期間にわたる事業の長期安定性
 - ④空港ビル会社の事業継続性とノウハウの引継
 - ⑤入札プロセスにおける国からの提示情報の整理
- ①・②・③・④はケーススタディを通じた新たな論点として整理

3. まとめ

民間の能力を活かした路線営業、テナント戦略等の展開のためには、空港経営の戦略的な自由度をより高めることが有効であり、航空系と非航空系事業の一体的経営を行い、空港全体の運営を民間委託することが有効な手段

結論

- ・有識者の意見やケーススタディの実施等を踏まえて、本調査で抽出された論点は、VFM1論点、プロセス20論点、運営権契約20論点、モニタリング2論点、会計・税務7論点、その他2論点、計52論点。
- ・このうち、①新たな明示等対応について検討をすることが望ましい:35論点、②法制度に即して対応:5論点、③運用に委ねる:12論点であり、①が多数あることが明らかとなった。特に事業者選定手続きや契約期間終了時の評価は、検討課題が多い。
- ・わが国では公共施設等運営権制度を活用した事業が未だ実施されていないことから、本調査における各論点及びその対応の基本的考え方等については、今後、様々な個別の具体事業の検討・実施を通して、検証を行っていくことが望まれる。そうした検証を踏まえ、公共施設等運営権制度の活用が進んでいくことが期待される。